

議案第七十九号

余戸地区は場整備事業計画についての議決の一部変更について

次のとおり土地改良事業計画についての議決（昭和五十二年三月二十二日議決）の一部を変更することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、本議会の議決を求める。



昭和五十二年六月二十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年六月 貳拾日 原案可決

三朝町議会議長牧田 横

記

- 三 工事の概要中「八五ヘクタール」を「九三ヘクタール」に改める。
- 四 事業費中「六三、五一九〇〇〇円」を「七二、三一四〇〇〇円」に改める。